

米子市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年7月改訂

米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会

1 プログラムの目的

通学路の交通安全の確保については、従来から学校、地域、道路管理者等による取組が行われてきましたが、国において平成24年5月に文部科学省、国土交通省、警察庁の連携に基づき「通学路における緊急合同点検等実施要領」が策定され、各地域が関係機関の連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じることにより、交通安全確保の徹底を図るよう求められることとなりました。

これを受けて、本市では、危険箇所として学校から報告された300箇所余りのうち61箇所について、同年8月と9月に各道路管理者、米子警察署、学校関係者等による緊急合同点検を実施しました。

また、同年10月には、国、県、市の各道路管理者、米子警察署、小・中学校長会、市交通安全担当、市教育委員会で構成する「米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会」を設置し、危険箇所に関するそれぞれの取組について情報を共有して対応策を協議してまいりました。

平成24年度以降も継続して通学路の安全対策を推進してまいりましたが、通学路は道路事情の変化や児童生徒の住所などにより毎年度見直しが行われること、積雪時における通学路の状況など、新たな危険箇所が発生することから、今後も継続して本プログラムにより交通安全対策に取り組むこととします。

2 推進体制

本市では、上記のとおり、通学路の交通安全対策に係る推進体制として「米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会」を設置していますので、当該連絡協議会を本プログラムの推進組織とします。

また、事務局については、米子市教育委員会事務局教育総務課に置くものとします。

※「米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会」の構成

国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所
鳥取県西部総合事務所県土整備局計画調査課
鳥取県西部総合事務所県土整備局維持管理課
鳥取県米子警察署交通第一課
米子市小学校長会
米子市中学校長会
米子市総務部防災安全課
米子市建設部土木課
米子市建設部維持管理課
米子市教育委員会事務局教育総務課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

危険箇所については、関係機関の連携による合同点検を行い、対策の検討・実施、対策効果の把握による改善・充実に努めるものとします。

(2) 合同点検

新たに危険箇所として学校等から報告のあった箇所については、各道路管理者と警察による選定を踏まえ、関係機関による合同点検を実施します。

(3) 対策の検討・実施

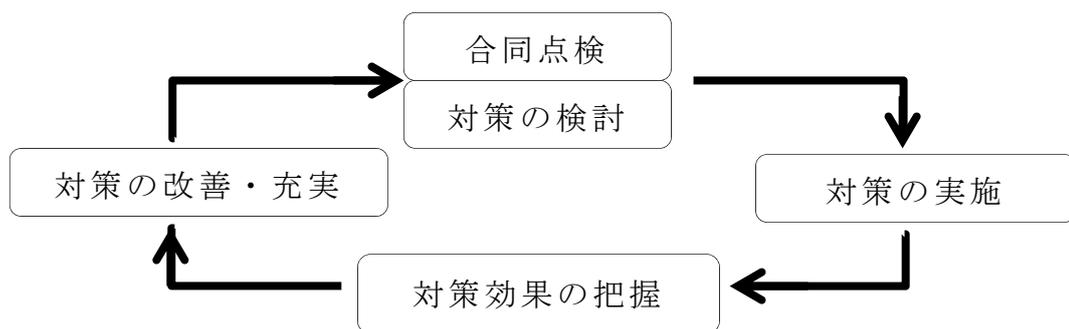
合同点検の結果、対策が必要とされた箇所については、歩道の確保、防護柵など安全施設整備などのハード対策や、交通規制、交通安全教育などのソフト対策など、箇所ごとに具体的な対策メニューを検討・実施します。

積雪時の対策としては除雪による通学路の確保に努めます。但し、除雪路線となっていない通学路については、必要に応じて保護者等に協力依頼を行います。

(4) 対策効果の把握と対策の改善・充実

対策を実施した箇所については、児童・生徒が実際に安全になったと感じているかなど、協議会において作成したチェックシートを用いて学校現場における効果把握を実施します。

また、対策の効果を見ながら、必要に応じて対策の改善・充実を図ります。



4 通学路安全対策状況の公表

通学路の安全対策の推進状況については、適宜、「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。